

## DX/GX両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業 審査要領

### 1. 審査方法

審査は、事業推進委員会の下に設置する審査委員会において「評価項目及び審査基準」(別添1)及び「DX/GX両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業の審査における利益相反の考え方」(別添2)に基づき実施します。審査は、書面及び面接により実施し、採択候補課題を決定します。採択候補課題の決定に際し、審査委員会は、必要に応じて、提案書類に記載のあった計画内容や実施体制、課題間連携のあり方の見直し等について条件を付すことがあります。

本事業では、採択候補課題が決定した後に、作り込みのプロセスを設けます。作り込みのプロセスでは、採択候補課題の決定後、当該課題の研究開発代表者とPD・PO間で課題間の連携の方針や機器整備計画の合理化、研究セキュリティの確保策等について協議し、その方針に沿って、各課題の研究開発費、研究開発体制、研究開発目標等について調整・確定し、この調整を経たものを事業推進委員会で最終的な採択課題として決定します。

#### (1) 書面審査

- ・ 書面審査において、審査委員は、提出された提案書類に対し、別添1に基づき審査を行う。
- ・ 審査委員会の委員は提案書類ごとの評価点及びコメントを作成する。
- ・ 審査委員会を開催し、各提案に対する審査委員の各々の評価点及びコメントをもとに、合議により面接審査の対象となる候補を選定する。面接審査の対象となる候補数は提案数を踏まえて決定する。

#### (2) 面接審査

- ・ 審査委員は、研究代表者からのプレゼンテーション及び必要に応じて主要なグループ代表者等からのプレゼンテーションを受け、別添1に基づき審査を行う。
- ・ 原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。なお、平均点が3点を下回る提案は採択しない。採択候補課題の件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

### 2. 審査結果の通知及び公開

#### (1) 審査結果の通知

##### (書面審査)

書面審査の結果、面接審査の対象となったか否かをすべての提案の研究代表者に書面にて連絡します。面接審査の対象となった場合、合わせて面接審査の日程、追加で提出を求める資料等について書面にて案内します。また、書面審査の結果に応じて、文部科学省より面接選考対象者に対して、面接審査時に対応又は御説明いただきたい事項を連絡・依頼することがあります。

##### (面接審査)

面接審査の結果、採択候補課題としての選定に際して条件が付された場合、その条件と合わせ、採択候補課題として選定された旨の通知と作り込みを行うに当たってのPD・POとの面談の日程、追

加で提出を求める資料等について書面にて案内します。作り込みを経て、提案内容に所要の修正を加えたものを事業推進委員会に書面にて諮り、正式に採択課題として決定します。

採択候補課題として選定されなかった提案については、選考結果とともに不採択の主たる理由について書面で通知します。

## (2) 審査結果の公開

採択課題の決定後、文部科学省は、ホームページへの掲載等により、採択課題の概要を公開します。

## 3. その他

- ・ 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外しないこととします(ただし、公表されている内容はその限りではありません)。また、審査委員として取得した情報(提案書類等各種資料を含む)は、厳重に管理します。
- ・ 審査委員は、競争参加者から何らかの不正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省研究開発局環境エネルギー課半導体エレクトロニクス推進室に報告しなければなりません。
- ・ 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処します。

DX/GX両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業の  
審査における評価項目及び審査基準

1. 評価項目

公募要領に記載された趣旨をよく理解し具体的に練られた内容であることを前提の上で、以下の観点から評価します。

(1) 達成目標の妥当性

- ・ 目標達成によって得られる知見がどのようにGaNを基盤とする次世代のパワエレの創出に寄与するのか、具体的かつ定量的に示されているか。
- ・ 将来的にパワエレ及びそれを活用する幅広い産業の競争力の強化につながるか。研究テーマについて、国内外の研究開発や産業界の動向や技術のベンチマークの分析がなされていて、その分析が適切であるか。

(2) 実施計画の妥当性

- ・ 目標達成に向けたマイルストーンの設定は妥当か。個別の研究開発目標が、具体的かつ適切な規模に割り当てられた計画となっているか。
- ・ 出口を見据えた産業界等との連携が十分になされる研究体制が事業開始時から構想あるいは構築されているか。事業期間終了時点までに実現が見込める具体的な出口戦略(民間企業への成果の橋渡しやスタートアップの立ち上げを含む)が立案されているか。
- ・ 不要な経費が計画に入っていないか。経費の設定(特に、人件費、謝金、旅費)が妥当であるか。全体経費のうち、再委託費が大部分を占めていないか。

(3) 実施内容の妥当性

- ・ 将来のパワエレ技術に求められる姿や課題・問題点が明確に示され、その課題解決に向けた研究手法および計画が具体的かつ現実的な提案となっているか。
- ・ 従来にない新しい発想に基づいた革新的な研究手法が提案されているか。我が国のパワエレ研究をけん引できる卓越した研究開発の実施が提案されているか。
- ・ パワエレ技術を構成する研究分野全体(パワエレ回路システム研究、パワーデバイス研究、受動素子研究等)を見渡し、それらと連携した研究開発が提案されているか。

(4) 実施体制の妥当性

- ・ 研究代表者及び研究分担者の研究能力・実績は妥当か。
- ・ 研究インテグリティ/研究セキュリティの観点から懸念はないか。
- ・ 知的財産権や創出されたデータ等に対するマネジメント体制等は妥当か。
- ・ 若手人材の育成にも考慮されているか。

(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

(6)その他(点数化しない)

- ・ 外部リソースの獲得状況(見込み含む)。他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その研究開発との仕分けが明確であるか。

2. 審査基準

提案者の提案内容は、(1)～(4)の各項目について、次の 5 段階評価とし、審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案書の得点とします。なお、複数の機関が共同で実施することとして応募する場合は、全体で要件を満たしていれば可とします。

- 5 点・・・優れている
- 4 点・・・適切である
- 3 点・・・ほぼ適切である(内容の一部見直しが必要であるが採択可能)
- 2 点・・・あまり適切でない(内容の大幅な見直しが必要)
- 1 点・・・不適切である

(5)の項目に対しては以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行います。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)等
  - ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1点
  - ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1.5点
  - ・認定段階3=2点
  - ・プラチナえるぼし認定=2.6点
  - ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=0.5点
- 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)
  - ・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)=1点
  - ・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)=1.2点
  - ・プラチナくるみん認定=1.5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
  - ・ユースエール認定=1.5点

DX/GX両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業の  
審査における利益相反の考え方

本事業の審査に関する利益相反の範囲及び運用については以下のとおりとする。

## 1. 利益相反の範囲

利益相反に該当する場合とは、以下のいずれか少なくとも1つに該当する場合を言う。

(利益相反に該当する場合)

- ・委員が提案者及び参画企業のいずれかの機関に所属している場合
- ・委員がプロジェクト参画者等として提案内容に含まれる場合
- ・委員が所属する組織の構成員(参考1)がプロジェクト参画者等として提案に含まれる場合
- ・審査委員自身が、過去5年以内に提案者から寄附を受けている場合
- ・審査委員自身が、過去5年以内に提案者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ・審査委員自身と提案者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ提案者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ・審査委員自身が、提案者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ・審査委員自らが中立・公正な審査を行うことが困難であると判断する場合(参考2)
- ・その他、委員が中立・公正な審査を行うことが困難であると、文部科学省が判断する場合

(参考1)「委員が所属する組織の構成員」の定義については以下のとおり

- ・委員が所属している大学・大学院の同じ学部学科・研究科専攻に現在所属している者
- ・委員が所属している公的な機関の同じ部門等に現在所属している者
- ・委員が所属している企業及びその企業の連結決算の対象となる関連会社に現在所属している者

(参考2)「中立・公正な審査を行うことが困難」な場合として具体的に想定するのは以下のとおり

- ・親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密なプロジェクト・共同研究等を行う関係(共同プロジェクト・共同研究の遂行、共著論文の執筆、

## 【機密性○(取扱制限)】

特許の共同出願人等、本事業の遂行上緊密な関係にある場合)

- ・密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ・提案の採否又は評価が委員の直接的な利益につながるとみなされる恐れのある対立的な関係もしくは競争関係

## 2. 運用

- ・審査委員は、各提案に対して、利益相反に該当する事実又は可能性がある場合には、速やかに文部科学省環境エネルギー課半導体エレクトロニクス推進室に申し出るとともに、原則として審査からはずれることとする。
- ・面接審査においても、同様に当該提案に関するヒアリング及び個別合議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。なお、座長が退席する場合については、それに代わる者が個別合議の総括を行うものとする。
- ・その他利益相反に係る事項に関して、判断の必要が生じる場合には、文部科学省が判断を行うものとする。
- ・審査委員が審査から外れることによって5名未満で審査しなければならない場合には、審査委員を追加し、5名以上で審査することを原則とするが、やむを得ない場合は少なくとも3名以上で審査を行うこととする。
- ・その他審査委員が2名以下とならざるを得ない、審査に不可欠な観点(分野)の専門性を持つ審査委員が確保できないなど、適切な審査を行うことが困難な場合には、例外として、審査委員がその利害関係を有している競争参加者以外の審査を行うこととする。